

登録船舶管理事業者規程の解釈・運用の考え方について

登録船舶管理事業者規程（平成 30 年国土交通省告示第 466 号）については、平成 30 年 3 月 20 日に公布し、同年 4 月 1 日から施行することとしている。登録船舶管理事業者規程は、登録船舶管理事業者について必要な事項を定めることにより、その業務の適切な運営を確保し、内航海運業の健全な発達に資することを目的として定めるものである。

については、具体的な運用に当たって留意すべき事項等を下記のとおりとするので、遺漏のないよう取り計らわれない。

記

○第 2 条関係

・「船舶管理」、「第一種登録船舶管理事業者」、「第二種登録船舶管理事業者」について

船舶管理とは、①船舶の堪航性を保持するための保守に係る管理（船舶保守管理）、②船員の配乗及び雇用に係る管理（船員配乗・雇用管理）、③船舶の運航の実施に係る管理（船舶運航実施管理）を指し、本告示において、3つの管理を一括して行う事業者で登録を受けた者を第一種登録船舶管理事業者、船員に対する指揮命令を行うものを除いた船舶保守管理を行う事業者で登録を受けた者を第二種登録船舶管理事業者と扱う。第一種登録船舶管理事業者は、第二種登録船舶管理事業者の行う業務についても行うことができる。

①船舶保守管理について

船舶保船活動に関する管理業務であり、堪航能力維持のための本船の入渠、修繕、改装及び保守の手配並びに監督、堪航能力維持のための船用品、部品及び潤滑油等の手配や、船員からの報告を受けての整備計画の作成・実施、法定検査の準備、監督等が含まれる。また、船舶の保守管理の一部を再委託し、別会社に行わせる場合はその監督業務が含まれる。

②船員配乗・雇用管理について

船員の選定及び雇用（社会保険の付保、給料の支払い）や、船員の要員、職位、資格及び証明書に関して船員関係法令が求める要件の確保や、船員の乗下船の手配、船員の教育及び訓練、船員労務管理、船員の労働災害事項の処理等が含まれ、船員法及び船員職業安定法上の船舶所有者としての義務を負う。

③船舶の運航実施管理について

船舶の運航に関して自己が雇用する船員を使用して行う船舶の運航の実施に関する管理や、航海、停泊、入港及び出港業務に係る管理、荷役業務に係る管理や、安全衛生業務に係る管理、環境保護業務に係る管理、各種書類業務管理及び報告業務に係る管理、緊急事態対応に係る管理等が含まれる。

但し、船員労務（船員の配乗及び雇用に係る管理）のみを行う船舶管理については、この規程では船舶管理の一部に該当するが、船舶管理会社による船員配乗行為については、船員職業安定法上の違法な形態に該当しない要件として、従来どおり、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理を一括して行うこと（「違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社の要件について」（平成 17 年月国海政第 157 号））とする。

<参考>

船員職業安定法等の一部改正に伴う船舶管理会社及び在籍出向に関する基本的考え方について

国海政第157号
平成17年2月15日
(海事局長通達)
最終改正 国海人第141号
平成21年12月28日

別紙 1

違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社の要件について

いわゆる船舶管理会社については、船舶所有者又は裸傭船者（以下「船舶所有者等」という。）との船舶管理契約に基づいて、自己が雇用する船員を当該契約の対象船舶に配乗する行為を行うことが考えられる。

このような船舶管理会社が、船員を自ら雇用し、船舶管理契約の対象船舶に配乗する形態については、船員法及び船員職業安定法上、一概に禁止されるものではない（この場合、当然の帰結として当該船舶管理会社は、使用者（船舶所有者）としての船員法及び船員職業安定法上の義務を負う。）。

船員の雇用形態としては、船舶所有者等が、その所有又は裸傭船する船舶に自ら雇用する船員を配乗し、かつ、指揮命令を行うのが一般的であるが、船舶管理会社の場合には、船舶管理会社が配乗船舶を所有も裸傭船もしていないことから、船員に対する雇用関係（誰が雇用し、誰が指揮命令を行うのか等）が複雑になりやすいという特徴がある。

例えば、船舶管理会社が船員を雇用する場合であって船員に対する指揮命令権者が当該船舶管理会社であるときには船員派遣にも船員労務供給にも該当しないこととなるが、船舶管理会社が船員を雇用するものの船員に対する指揮命令権者が船舶所有者等である場合は、船舶管理会社による船舶所有者等への船員派遣又は船員労務供給に該当することとなる。この場合、船舶管理会社が業として自己の常時雇用する船員を船舶所有者等の指揮命令を受けて労務に従事させるときには船員派遣事業の許可が必要である。

したがって、船舶管理会社の名の下に、許可を受けずして違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業を行う者が出てくるおそれがあることから、船舶管理会社の適法性については、船員を誰が雇用し、誰が指揮命令するのかについて、「船舶管理契約」等の名称の如何にかかわらず、実質的・個別的に判断する必要がある。

以上のことから、違法な船員派遣事業又は船員労務供給事業に該当しない船員配乗行為を行うことができる船舶管理会社とは、1. に掲げられた4つの要件を満たすものとして整理することとする。

1. 違法な形態に該当しない船舶管理会社の要件

(1) 船舶管理契約が締結されていること。

船舶管理契約は、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理を受託者が一括して行うことを内容とするのが通常である。

違法な形態に該当しない船舶管理契約は、このように船舶所有者等から運航を委ねられた者が、一定の期間、船舶の具体的な航行に関し一切の義務を負う契約であって、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関し一括して責任を負うものでなければならず、このような船舶管理契約が締結されていることが必要である。

なお、違法な形態に該当しないとされた船舶管理契約を締結している当該船舶管理会社が、受託した船舶管理業務のうち船員の配乗・雇用管理等の一部に関する再委託契約を子会社又は他社と締結した場合は、一括して船舶管理を行うものではないため違法な形態に該当しない船舶管理会社とは認めることはできない。

(2) 船舶管理契約に示された船舶管理行為を実態的に行っていること。

船舶管理契約は、船舶の航行に関し一切の義務を負う契約であるので、船員の配乗管理体制、船員の労務管理体制はもちろんのこと、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理等について実態的な活動を行っている必要があり、これらの業務に関して運送行為を行う海運会社と事実上同等の体制が整備されている必要がある。

(3) 船員を雇用していること。

船員を雇用していることから、当然船員法等の法令が適用されることとなるので、船舶所有者（使用者）としての各種義務が生じることとなる。

特に実態面として、賃金の支払い、船員保険等の加入、人事面の管理等使用者としての基本的な義務と権利を遂行している必要がある。

(4) 船員を指揮命令していること。

船長を通じ、船員に対して指揮命令をしていること。

特に実態面として、労働時間や休日の管理、労働力の支配等使用者としての基本的な義務と権利を遂行している必要がある。

2. 1. の要件を満たしていることのチェックポイント

船員労務供給事業に該当しない船舶管理会社の要件としては、船舶検査証書上の船舶所有者であって船舶管理を委託するもの（以下「委託者」という。）から運航を委ねられた者が、委託者に対し、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関し一括して責任を負うことを内容とする船舶管理契約が当事者間で締結されている必要がある。具体的には次の内容が船舶管理契約に含まれていることをチェックする。

船舶管理会社が委託者に対して当該契約の対象となる船舶に関し、船舶の運航実施管理、船舶の保守管理、船員の配乗・雇用管理に関して一括した責任を負う旨の規定が明記されていること。

さらに、当該船員について船舶管理会社が船員保険等の保険の付保を自己の名で行うとともに、雇入契約の成立等の届出が当該船舶管理会社を船舶所有者として行われていることが必要である。

・「船舶管理責任者」「船舶管理統括責任者」について

「船舶管理責任者」とは、登録船舶管理事業者が実施する船舶管理について、管理船舶又は業務区分に応じてその全部又は一部に係る権限及び責務を経営者から委任された役員又は社員をいう。また、「船舶管理統括責任者」とは、船舶管理会社に複数の船舶管理責任者が存在する場合において、全ての船舶管理責任者を統括することに係る権限及び責務を経営者から委任された役員又は船舶管理責任者と同等以上の役職に就く者をいう。

○第3条関係

・「船舶管理業を営もうとする者」について

登録の申請にあたり、これまで船舶管理業務に係る実績のない者であっても、新たに船舶管理業を行おうとする場合、登録を申請することは可能である。なお、その場合、申請資料のうち管理する船舶に係る資料は、該当する船舶が生じた際に速やかに（30日以内に）報告することとする。

また、現在、他事業の届出や許可（内航海運業法の登録・届出、船員派遣業法の許可）等により他の事業を行っている者についても、本規程の規定に基づき必要書類を提出し、登録船舶管理事業者となることは可能である。なお、その場合、各々の法令に基づき更新等の手続きや適切な業務を行う必要があることに留意する。

・「登録船舶管理事業者登録簿」について

登録船舶管理事業者は、登録船舶管理事業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録を受ける。登録簿は、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局等（運輸監理部を含む）にて管理を行う。

・「有効期間」について

登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。有効期間の満了後、引き続き登録船舶管理事業者として事業を行う者については、更新を受ける必要があり、その有効期間は5年間とする。なお、第17条の規定のとおり、更新の前に自己及び第三者による評価を受けなければならない。

○第4条関係（登録の申請）

1. 申請書の提出部数

申請書は、1通提出させること。

2. 申請書、添付書類

イ 申請書

申請書は、登船申請様式1号により作成させること。

注1. 従たる営業所が複数ある場合には、申請書の営業所の名称及び位置の従たる営業所の欄に「別紙のとおり」と記載のうえ、申請者の事業概要（登船事業概要様式1号）等に従たる営業所の名称及び位置を記載させ、提出させることにより申請書への記載に代えることができる。

2. 管理する船舶が複数ある場合には、申請書の管理する船舶の名称欄から受託先の氏名等の欄に「別紙のとおり」と記載のうえ、管理船舶の明細（登船添付様式1号）に管

理する船舶の名称、船種、総トン数、長さ、船舶所有者の氏名等、受託先の氏名などを記載させ、提出させることにより申請書への記載に代えることができる。

3. 登録申請者の事業概要を把握するため、事業概要（登船事業概要様式1号）の作成・提出について申請者に協力要請すること。

ロ 添付する書類等

イの登録申請を行う場合は、以下の書類等の添付を要する。

なお、本通達に添付様式のないものについては、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」（平成24年7月海事局内航課）を参照の上、提出させること。

- (1) 第4条第1項第七号に規定する船舶の管理に係る規程
- (2) 管理船舶の明細（登船添付様式1号）
- (3) 船舶管理責任者及び船舶管理統括責任者の氏名及び役職（登船添付様式2号）
- (4) 船体、機関及び設備に関する保守管理に係る計画
- (5) 第一種登録船舶管理事業者の場合は、船員が船内で行う作業に係る危険の防止及び船内衛生の保持を図るための安全衛生基準
- (6) 第6条第1項第一号から第四号に該当しないことを誓約する書面（登船添付様式3号）、役員名簿
- (7) 申請者が個人である場合においては、その者に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し
- (8) 申請者が法人である場合においては、その役員に係る運転免許証、旅券その他の本人確認に利用することができる書類の写し及び登記事項証明書
- (9) 事業所を使用する権原に関する書面（登船添付様式4号）
- (10) 直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面
- (11) 運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項について定めた運航実施基準
- (12) 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第十二条の二第三項の適合書類又は安全管理証書がある場合には、その写し
- (13) 船舶安全管理認定書等交付規則（平成十二年運輸省告示第二百七十四号）第三条第三項に規定する船舶安全管理認定書又は適合認定書がある場合には、その写し
- (14) 安全管理規程の写し

・第1項第五号「管理する船舶」等について

登録船舶管理事業者は、管理する船舶に関して追加があった場合は、第10条の規定に基づき書類の届出を行う。なお、新たに船舶管理業を行おうとする者で、管理する船舶がない場合は、該当する資料（第4条第1項第五号）以外の資料を提出することにより登録の申請が可能となる。ただし、管理する船舶が生じた場合は、その日から30日以内に、同号に係る資料について、届出を行う必要がある。なお、本号と同様に、行おうとする船舶管理の事業の範囲を次号に記載する。

・第1項第九号「船舶の保守管理に係る計画」について

「船舶管理責任者」は、全ての管理船舶について、船体、機関及び設備の堪航性が海事関係法令に適合していることについて確認するものとする。また、船舶管理責任者は、船舶安全法及び

関係法令並びに船級協会の規則その他の規則及び基準に基づいて管理船舶についての的確に保守管理を実施するため、管理船舶毎に船体、機関及び設備に関する船舶保守管理計画を策定するものとする。なお、船舶保守管理計画の策定に際し、船舶管理責任者は、管理船舶及びその搭載機器・設備に係る製造者の定める保守基準を考慮に入れるものとする。

・第1項第十号「安全衛生基準」について

「船舶管理責任者」は、船員法、船員労働安全衛生規則等の法令に基づいて管理船舶において船員が行う船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持を図るため、船員安全衛生基準を策定するとともに、当該基準を管理船舶に備え付け、船員へ周知徹底することとする。

・第1項第十一号「運航実施基準」について

「船舶管理責任者」は、管理船舶毎に、当該管理船舶の運航についてオペレーターが定めた運航基準との整合性を確保して、管理船舶毎に配乗された船長及び船員が遵守すべき運航実施基準を策定し、当該管理船舶の船長及び船員に周知徹底するものとする。

・第1項第十二号の「適合書類、安全管理証書」及び第十三号の「船舶安全管理認定書、適合認定書」について

第十二号の適合書類、安全管理証書、第十三号の船舶安全管理認定書、適合認定書については、登録船級協会の認証を受けたものも認めることとする。

・第2項「本人確認に利用することができる書類」について

第4条第2項第二号及び第三号の本人確認に利用できる書類は、次の書類を本人確認書類として取り扱うこととする。

運転免許証、旅券、その他官公庁が発行された書類等で氏名、住居、生年月日の記載のあるもの（顔写真のあるもの）等

○第5条関係（登録の実施）

1. 登録簿の作成

登録簿は、登船登録簿様式1号により作成する。登録簿記載事項のうち登録番号は以下のとおりとすること。

登録番号は、次表の管轄行政官庁の記号及び4桁の一連番号からなるものとし、欠番が生じた場合も補てんしないこととする。

また、主たる営業所の移転により管轄地方運輸局が変更する場合には、登録番号を新たにし、旧番号は欠番とする。

表

行政官庁	記号
北海道運輸局長	登船北
東北運輸局長	登船東
北陸信越運輸局長	登船新
関東運輸局長	登船関
中部運輸局長	登船部
近畿運輸局長	登船近
神戸運輸監理部長	登船神
中国運輸局長	登船中
四国運輸局長	登船四
九州運輸局長	登船九
沖縄総合事務局長	登船沖

(例) 登船関 0001 号

2. 登録の通知

申請者が第6条第1項各号のいずれの事由にも該当しない場合は、登録簿（登船登録簿様式1号）に登録するとともに、遅滞無く登録の通知を行うこととする。

登録の通知は、登録の通知書（登船通知様式1号）の交付又は送付により行うこととする。

○第6条関係（登録をしない場合）

申請者が第6条第1項各号のいずれかの事由に該当するため、登録を拒否する場合にあっては、理由を明示したうえで、申請者に通知することとする。

登録の拒否の通知は、登録拒否通知書（登船通知様式2号）の交付又は送付により行うこととする。

また、記載事項について確認するため、申請者に対して、契約書の写しや登記簿等の添付を求めることとする。

・第1項第一号「その他関連法令」について

内航海運事業法以外にも、船員の労務に関する法令（船員法、船員災害防止活動の促進に関する法律、船員職業安定法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、水先法、船員労働衛生規則等）、船舶の保守に関する法令（船舶安全法、船舶のトン数の測度に関する法律、船舶設備規則、船舶防火構造規則、船舶救命設備規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則等）、船舶の運航に関する法令（海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、電波法等）等、登録船舶管理事業者が行う業務に関連している法令が該当する。

※第12条第1項第四号の「他の法令」も同旨である。

○第8条の遵守事項について

・第二号、第四号、第七号について

第一種船舶管理事業者が該当する。

・第五号の「事故に関する解析」について

船舶管理責任者は、管理船舶において発生した事故及び各種トラブルの全てについて、応急措置及び復旧措置が終了後に速やかに再発防止のための調査及び原因分析を行い、必要な再発防止策を講じるものとする。船舶管理責任者は、重大な事故に繋がる可能性のあった事象（ヒヤリ・ハット）の発生が認められた場合には、船長に必ず報告させ、重大な事故に繋がる可能性のあった事象について調査及び原因分析を行い、必要な再発防止策を講じるものとする。また、船舶管理責任者は、前述の調査及び原因分析の結果並びに講じることとした再発防止策について、随時又は定期的な安全教育の機会に船員に周知徹底するものとする。

○第9条関係（年次報告）

登録船舶管理事業者は、毎事業年度の終了後三月以内に、登船報告様式1号に基づく事業年度ごとの事業概況報告書及び決算期ごとの財務諸表を国土交通大臣に報告するものとする。なお、国土交通大臣に報告書を提出するときは、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由することとする。

財務諸表は、貸借対照表、損益計算書及び登録船舶管理業損益計算書（登船報告様式2号）とする。

・第9条の趣旨について

本条は、登録船舶管理事業者の業務状況や財務の分別管理等に関する状況を国土交通大臣が適切に把握するほか、当該状況を閲覧対象とすることにより、登録船舶管理事業者を活用しようとする内航海運事業者の選択に資する目的で設けたものである。報告書中、未記入の項目がある場合については記載を求めることとするが、正当な理由がなくて報告を怠った場合や、重要な事項について虚偽記載が判明した場合は、第13条に基づき、登録の抹消対象となる。

○第10条関係（変更の届出）

1. 登録事項の変更の届出が必要な場合等

イ 管理する船舶が増加又は減少する場合

ロ 管理船舶の船種、総トン数又は長さに変更があった場合

ハ 廃業等したときは、廃業等届出書（登船届出様式2号）の提出のみで足り、別途管理船舶減少の登録事項の変更に係る届出を行う必要はない。

ニ 事業を休止したときは、休止届出書（登船届出様式3号）と併せて管理船舶減少の登録事項の変更に係る届出書を提出させるものとする。

2. 登録事項の変更に係る届出書の提出部数

登録事項の変更に係る届出書は、1通提出させること。

3. 登録事項の変更に係る届出書、添付する書類等

イ 登録事項の変更に係る届出書

登録事項の変更に係る届出書は登船届出様式1号により作成させること。

ロ 添付する書類等

第4条関係に記載の書類等のうち、内容が変更されるものを添付させること。

4. 登録簿記載内容の変更

登録事項の変更に係る届出書に基づき登録簿の記載内容を変更する。

○第 11 条関係（廃業等の届出）

1. 廃業等の届出

登録船舶管理事業者が、第 11 条第 1 項各号のいずれかの事由に該当するため、廃業等する場合にあっては、登船届出様式 2 号（事業廃止）もしくは登船届出様式 3 号（事業休止）により、国土交通大臣に届け出るものとする。

2. 届出書の提出部数

届出書は、1 通提出させること。

○第 12 条「業務改善に関する勧告等」の必要性の判断について

本条に基づく指導、助言、勧告等の必要性について判断する事案が生じた場合には、必要に応じて、申立人等の当事者からの意見聴取を行うほか、登録業者からも報告徴収や資料提出を求めるなど、事実関係を的確に把握した上で判断する。

○第 13 条関係

登録船舶管理事業者が第 13 条第 1 項各号のいずれかの事由に該当するため、登録の抹消等をする場合にあっては、理由を明示したうえで、登録船舶管理事業者に通知することとする。

登録の抹消等の通知は、登録抹消等通知書（登船通知様式 3 号）の交付又は送付により行うこととする。

・第 1 項第六号の「正当な理由」について

「正当な理由」とは、例えば登録船舶管理事業者の社屋が被災したため業務が停止しているなどの場合が想定される。

・第 1 項第九号の「相当と認めるとき」について

本号に基づく抹消については、第 12 条の業務改善に関する勧告等を逃れるために事前に登録抹消申請を行うことが判明した場合は、相当と認められない。

○第 16 条の登録簿等の閲覧について

登録船舶管理事業者登録簿について、登録簿の内容、登録番号、登録年月日及び報告に係る書面を国土交通省本省HP等で公表することとする。

○第 17 条の評価について

登録船舶管理事業者は、自身の行う船舶管理に係る業務の質について、自己及び第三者評価を行うこととしている。評価の内容については、平成 30 年度以降に検討を行うこととしているが、登録船舶管理事業者の登録の有効期間終了前（3ヶ月前から満了の日まで）に行い、更新時に国土交通大臣へ報告することとしている。

○第 18 条の業務の再委託について

第一種登録船舶管理事業者は、船舶管理契約に船員に対する指揮命令を除いた船舶保守管理に

についての再委託に関する事項が定められている場合は、再委託を行うことができる。再委託先は、船舶管理契約を締結した登録船舶管理事業者が再委託先の管理業務の実施について、責任を持つ必要があることに留意する。また、第一種船舶管理事業者が船舶保守管理業務の一部を再委託して第二種船舶管理事業者が請け負うこともあり得る。

○第 19 条関係

1. 規程に規定する登録等の権限者

規程に規定する登録等の権限は、規程第 19 条の規定により、主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）に委任できるとされている。

すなわち、規程に基づく登録等の職権の権限者は主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長となる。

2. 取扱いに疑義が生じた場合

本通達に寄りがたい疑義が生じた場合、本省に相談の上、対応すること。

・第 19 条第 2 項に規定する権限の委任の趣旨について

登録船舶管理事業者が登録を受けた地方運輸局長等の管轄区域外で違反行為が生じた場合においては、当該行為が生じた所在地を管轄する地方運輸局長等が指導等の権限を行使する方が、違反の是正をより迅速に行うことが想定されることから設けたものである。

○その他

その他事項については、関連法令、通達、「内航海運における船舶管理業務に関するガイドライン」（平成 24 年 7 月 国土交通省）との整合性に留意し、取り扱うこととする。

また、登録の申請が事務所等に到達してから登録の実施を行うまでは 2 ヶ月以内とする。ただし、申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間及び申請の処理の途中で申請者が申請内容を変更するために必要な期間については含まれないものとする。

登船申請様式1号（規程第4条関係）

整理番号 _____

登 録 申 請 書	
申 請 者 の 氏 名 等	
事業所の名称 及び位置	主たる事業所
	従たる事業所
登 録 番 号	
事 業 の 種 類	
管 理 す る 船 舶	名 称
	船 種
	総 ト ン 数
	長 さ
	船 舶 所 有 者 の 氏 名 等
	受 託 先 の 氏 名 等
船 舶 管 理 の 範 囲	
予 定 す る 事 業 の 開 始 の 日	
平成 年 月 日	
適 合 書 類 又 は 安 全 管 理 証 書 の 有 無	
船 舶 安 全 管 理 認 定 書 又 は 適 合 認 定 書 の 有 無	
<p>登録船舶管理事業者規程第4条第1項の規定により、上記のとおり登録を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇運輸局長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">〔法人にあつては〕 その代表者の氏名〕</p>	
備考欄	

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 登録番号とは、内航海運業法第5条に基づく登録番号を指す。
- 3 他に事業を行っているときは、内航海運業（届出も含む）、船員派遣業、造船業等を記載すること。
- 4 管理する船舶とは、内航海運業の用に供する船舶をいう。
- 5 船種の欄には次の要領で記載すること。
 - (1) 油送船、セメント専用船（セメントの運送に適した構造を有する貨物船をいう。）、特殊タンク船（高圧若しくは腐しよ
くに耐え、又は温度を一定に保つ特殊な構造の液体貨物用タンクを有する貨物船をいう。）、自動車専用船（自動車の運送
に適した構造を有する貨物船をいう。）、土・砂利・石材専用船（土、砂利（砂及び玉石を含む。）又は石材の運送に適し
た構造を有する貨物船をいう。）、その他の貨物船の別（ただし、専ら原油の保税運送（関税法（昭和29年法律第61号）

第63条第1項の承認を受けて行う運送をいう。以下同じ。)の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船は含まれないものとする。)を記載すること。

専ら原油の保税運送の用に供する総トン数1万トン以上の油送船及び専ら塩の保税運送の用に供する総トン数5千トン以上の貨物船に該当する油送船又は貨物船の場合は、その旨を記載すること。

(2) さらに次の事項について () を付して記載すること。

イ 専用船(特定種類の貨物の運送に適した構造を有する船舶)については、その種類

ロ ひき船については、その旨

ハ はしけについては、その旨(その他の貨物船(専用船を除く。)に該当するはしけについては、船倉を有するはしけ又は船倉を有しないはしけの別に記載すること。)

6 受託先の氏名等とは、登録船舶管理事業者が、内航海運事業者(第二種登録船舶管理事業者にあつては第一種登録船舶管理事業者も含む)との船舶管理に係る契約した船舶の代表者等を記載する。

7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

8 変更届出があつた場合は、備考欄に変更箇所及び届出を受けた年月日を記載する。

登船添付様式1号（規程第4条関係）

整理番号 _____

管 理 船 舶 の 明 細	
申請者の氏名等	
船舶番号	
名 称	
船 種	
総 ト ン 数	
長 さ	
重 量 ト ン 数	
船 質	
進 水 年 月	
主 機 の 種 類	
連 続 最 大 出 力	
航 行 区 域	
就 航 状 況	
主 要 貨 物	
航 海 速 力	
乗 組 員 数	別紙のとおり（例 船員配乗計画 等）
船舶所有者の氏名等	
運 航 形 態	
受 託 先 の 氏 名 等	
管 理 期 間	
管 理 料	

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名をいう。
- 2 管理船舶とは、管理を受託している船舶をいう。
- 3 船質の欄には、鋼船、木船の別を記載すること。
- 4 就航状況の欄には、定期、不定期、専航、自家用の別を記載すること。

(別紙)

整理番号 _____

船 員 配 乗 計 画			
申請者の氏名等			
船舶番号		船名	
総トン数		推進機関の出力	
航行区域		最長航行時間	
警報装置の有無		自動操舵装置の有無	
海技士の資格	船長		
	機関長		
	航海士、機関士		
	甲板部員、機関部員		
職種の種類別	雇 用 船 員 数 (人)		
	配乗船員	予備船員	計
甲板部	職員		
	部員		
	計		
機関部	職員		
	部員		
	計		
その他	職員		
	部員		
	計		
合計	職員		
	部員		
	計		
備考			

備考

- 1 氏名等とは、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名をいう。
- 2 この計画は、船舶ごとに提出すること。
- 3 警報装置の有無の欄には、当該船舶が、警報により直ちに機関区域に行くことが措置されていることの有無を記載すること。
- 4 自動操舵装置の有無の欄には、当該船舶が自動操舵装置を設備していることの有無を記載すること。
- 5 家族船員については、括弧書きにて内数を記載すること。
- 6 建造申請船舶については、申請時における計画を記載すること。
- 7 備考欄には、配乗計画における不足船員の補充計画等を記載すること。

登船添付様式 2 号（規程第 4 条関係）

整理番号 _____

船舶管理責任者及び船舶管理統括責任者の氏名及び役職		
船舶管理責任者又は 船舶管理統括責任者の種別	氏 名 (生年月日)	役 職
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

誓 約 書

年 月 日

〇〇運輸局長 殿

役員氏名

印

私は、登録船舶管理事業者規程第6条第1項第一号から第四号までに掲げる事由のいずれにも該当しない者である旨誓約致します。

整理番号 _____

事業所を使用する権原に関する書面						
事 項	所 有 者	事業所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契 約 日	契約期間	契約形態	用 途
(事業所名)						
(所在地)						
(事業所名)						
(所在地)						
(事業所名)						
(所在地)						
(事業所名)						
(所在地)						

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

〇 〇 運 輸 局 長 殿

住 所

申請者 氏 名 又 は 名 称

〔 法 人 に あ つ て は 〕
〔 その 代 表 者 の 氏 名 〕

備考

- 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む）を記載すること。
- 2 「事業所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が登録申請者と異なる場合にのみ次により記載すること。
 - ①「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借野別を記載すること。
 - ②「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記載すること。

登船登録簿様式1号（第5条関係）

登録船舶管理事業者登録簿

登 録 番 号		
登 録 年 月 日		
登 録 者 の 氏 名 等		
営業所の名称 及び位置	主たる営業所	
	従たる営業所	
管 理 す る 船 舶	名 称	
	船 種	
	総 ト ン 数	
	長 さ	
	船 舶 所 有 者 の 氏 名 等	
	受 託 先 の 氏 名 等	

登船通知様式1号（第5条関係）

番 号
年 月 日

登 録 通 知 書

住 所

氏 名 殿

（法人にあつては、名称及びその代表者の氏名）

〇〇運輸局長 印

年 月 日付の貴申請について、登録船舶管理事業者規程第5条第1項の規定により、下記のとおり登録船舶管理事業者の登録を行ったので通知する。

記

登録番号	〇〇〇〇号
登録年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日から 〇年〇月〇日まで
事業の種類	第〇種登録船舶管理事業者

登船通知様式2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

登 録 拒 否 通 知 書

住 所

氏 名 殿

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

〇〇運輸局長 印

年 月 日付の貴申請については、下記の理由から登録を拒否する旨、登録船舶管理事業者規程第6条第2項の規定により通知する。

記

(理由)

.....であることから、登録船舶管理事業者規程第6条第1項第 号に該当するため。

登船標識様式1号（第7条関係）

標 識

登 録 船 舶 管 理 事 業 者 票	
登 録 番 号	国土交通大臣（ ）第 号
登 録 有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
主たる事務所の所在地	電話番号（ ）
3 5 cm以上	

3
0
cm
以
上

登船通知様式3号（第13条関係）

番 号
年 月 日

登 録 抹 消 通 知 書

住 所

氏 名 殿

(法人にあつては、名称及びその代表者の氏名)

〇〇運輸局長 印

年 月 日付の貴申請については、下記の理由から登録を抹消する旨、登録船舶管理事業者規程第13条第2項の規定により通知する。

記

(理由)

.....であることから、登録船舶管理事業者規程第13条第1項第 号に該当するため。

登船報告様式1号（第9条関係）

事業概況報告書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

報告基準日 年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

資本

資 本 の 額	千円	当 期 中 の 増 減 額	千円
---------	----	---------------	----

経営している事業

事 業 の 名 称		従 業 員 数 (人)	営 業 収 入 (売 上 高) 構 成 比 率 (%)
登 録 船 舶 管 理 業	船 員		
	陸 員		
そ の 他 の 事 業			
計			1 0 0 %

管理実績

第一種船舶管理事業に係る管理実績			
契 約 件 数			件
契 約 者 名	管 理 船 舶 数	船 種	等
	隻		
	隻		
	隻		
	隻		
	隻		

第二種船舶管理事業に係る管理実績			
契 約 件 数			件
契 約 者 名	管 理 船 舶 数	船 種	等
	隻		
	隻		
	隻		
	隻		
	隻		

登船報告様式2号（第9条関係）

登録船舶管理業損益明細書

（ 年 月から 年 月まで）

住 所

事業者名

代表者名

（単位：千円）

科 目		金 額
営 業	収 益	登 録 船 舶 管 理 業 収 益
		そ の 他 の 事 業 収 益
	営 業 収 益 合 計	
損 益	費 用	登 録 船 舶 管 理 業 収 益
		そ の 他 の 事 業 費 用
		一 般 管 理 費
	営 業 費 用 合 計	
営 業 損 益		
営業外利益	営 業 外 収 益	
	営 業 外 費 用	
経 常 損 益		

特 別 利 益	
特 別 損 失	
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
法 人 税 等	
法 人 税 等 調 整 額	
当 期 純 利 益 （ 当 期 純 損 失 ）	
前 期 繰 越 利 益 金 （ 前 期 繰 越 損 失 金 ）	
損 益 合 計	
剰 余 金 処 分	
欠 損 金 処 理	
当 期 未 処 分 利 益 （ 当 期 未 処 理 損 失 ）	

登船届出様式1号（第10条関係）

整理番号 _____

登録事項変更届出書		
登録番号		
変更しようとする事項		
変更の内容	旧	
	新	
変更しようとする理由		
<p>登録船舶管理事業者規程第10条第1項の規定により、上記のとおり登録事項の変更に係る届出をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>住 所</p> <p>申請者 氏名又は名称</p> <p>〔法人にあつては〕</p> <p>〔その代表者の氏名〕</p> <p style="text-align: right;">印</p>		

登船届出様式2号(第11条関係)

整理番号 _____

事業廃止届出書					
登録番号					
事業者の氏名又は名称					
届出事由の発生日			年 月 日		
届出者と事業者との関係 (該当するところを○で囲む)			相続人 役員であった者		清算人
			破産管財人 本人		相続財産管理人
廃止の理由	1	登録船舶管理事業者が死亡			
	2	〃	が合併により消滅		
	3	〃	が破産により解散		
	4	〃	が()により解散		
事業廃止による管理船舶の対応					
船舶番号	船名	総トン数	対応方法	次の受託先の氏名 又は名称	同住所
<p>登録船舶管理事業者規程第11条の規定により上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては〕 その代表者の氏名</p>					

登船届出様式3号（第11条関係）

整理番号 _____

事業休止届出書			
登 録 番 号			
休止年月日	年 月 日	事業再開の予定年月日	年 月 日
事業休止の理由			
<p>登録船舶管理事業者規程第11条の規定により上記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">届出者 氏名又は名称</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあっては〕 その代表者の氏名〕</p>			

備考

事業を再開しようとするとき又は事業を再開したときは、登録事項変更に係る届出を行うこと。